

## 中学生チャレンジテストの廃止を求める意見書

大阪府は、2015年度に独自の中学生チャレンジテストを導入し、その結果を高校入試の内申書の評定に利用していますが、教職員や保護者、教育関係者から、以下の大きな問題点が指摘されています。

第1に、中学3年生では、チャレンジテストの結果を活用し、各学校の内申書の評定平均が決定されるため、学校によって内申書の評定に差がつき、高校入試が不公平になること。

第2に、中学1・2年生では、チャレンジテストの結果を活用し、大阪府教育委員会が「評定の範囲」を示すため、各学校で評定の変更を余儀なくされること。

第3に、実質上、チャレンジテストによって内申書の評定が決定されれば、チャレンジテストが高校入試と同様の重みを持つことになり、高校入試の前倒しになること。ひいては、人格形成の場である学校がテスト勉強中心の場となり、子どもたちを中学1年生から過度の競争に駆り立てるなど、本来あるべき中学校教育の姿が大きくゆがめられること。

このように、チャレンジテストは、大阪府の教育に重大な悪影響を及ぼす懸念があります。また、文部科学省は、「調査書（いわゆる内申書）は、高等学校等の入学者選抜のための資料として作成されるものであり、生徒の平素の学習状況等を評価し、学力検査で把握できない学力や学力以外の生徒の個性を多面的にとらえたり、生徒の優れている点や長所を積極的に評価しこれを活用していくという趣旨のものです。」としているため、チャレンジテストは、内申書の趣旨自体を失わせるものと言えます。

よって、大阪府は、中学生チャレンジテストを廃止するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月25日

枚方市議会議長 岡 林 薫

〈提出先〉

大阪府知事